

## 高取町健康増進計画及び食育推進計画策定業務仕様書

### 1 業務名

高取町健康増進計画及び食育推進計画策定業務

### 2 業務の目的

本業務は、高取町健康増進計画及び食育推進計画の一体的策定におけるそれぞれの計画の取り組みを評価し、健康増進と食育推進についての課題を整理し国や県の動向をふまえた分析を行い、健康と食育の両分野に関する一体とした計画や各種保健事業に関する新たな計画を策定することを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### 4 業務の実施

(1) 受託者は、業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分に理解し、適切な人員配置のもとで業務を実施すること。

(2) 本業務の実施に 当たっては、以下の関連法令等を遵守すること。

- ① 健康増進法（平成14年法律第103号）
- ② 食育基本法（平成17年法律第63号）
- ③ 上記の施行令、施行規則
- ④ その他の関係法令及び規定

### 5 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後遅滞なく、業務計画書（様式任意）を作成し、提出するものとする。

### 6 打ち合わせ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は打ち合わせを行い、その都度受託者が書面（業務打合せ簿：任意様式）に記録し、相互に確認すること。

### 7 検査

(1) 業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出すること。

(2) 業務完了期限前であっても、発注者が予め成果品の提出期日を指定した場合には、その指定する期日までに、その時点における成果品を提出すること。

### 8 業務内容

本業務は、健康増進計画及び食育推進計画の一体的策定に際し、町民の健康及び食育に関する意識等を把握するための調査から、その調査結果と各種データとの比較分析を行い、また本町の

これまでの取組や健康及び食育についての課題、問題点をもとに現行の計画の最終評価を行い、新たに次期計画を策定するための基礎資料でありその内容は次のとおりとする。

(1)

- ① 現行計画の評価及び課題整理
- ② 次期計画骨子案・素案、計画書の作成
- ③ パブリックコメントの実施支援及びとりまとめ
- ④ 次期計画の電子（印刷）データ作成及び印刷製本
- ⑤ 成果物の提出
- ⑥ 策定委員会等の運営支援
- ⑦ 発注者との打合せ

9 業務内容の詳細

(1) 基礎データの整理・分析

国の動向、他自治体の先進事例の事業概要や効果の情報を収集し、健康及び食育関連の業務知識を有し、またアンケート調査結果及び各種統計データを踏まえ、本町の地域課題を的確に把握・分析する手法が盛り込まれた下記内容を含む、次期計画を策定する。

① 施策等の把握

- (ア) 人口動態及び本町保健行政の基礎データ等（公開されている数値だけでなく、その数値から計算式により導き出すものも含む。）
- (イ) 健康増進及び食育推進に関わる国、県等の動向
- (ウ) 健康増進及び食育推進に関わる法令等の改正、新たな法整備等
- (エ) 国及び県が実施している施策等の整理
- (オ) 高取町総合計画及び本町が策定している各関連個別計画
- (カ) その他健康増進及び食育推進に関して必要と思われる事項

② 計画構成案の検討

アンケート結果や基礎データから現行計画の評価指標の項目について現状値を出し、目標値に対する到達度等から最終評価を行い、課題について本町保健関連の分野別個別計画等の内容を十分に踏まえた上で基本方針、体系図、具体的な施策、指標等の検討・提案。

- (ア) 次期計画骨子案・素案の作成
- (イ) 次期計画骨子案・素案の補正
- (ウ) 次期計画書の原稿レイアウトの作成・編集及び文書校正
- (エ) 健康増進事業、母子保健事業の検討支援
- (オ) 一般保健福祉施策の検討支援
- (カ) その他

(2) 成果品の作成

(3) 策定委員会・パブリックコメントの実施支援

- ① 会議の回数は3回とし、会議資料・会議録のデータを作成すること。

- ② パブリックコメントの実施は1回とする。
- ③ 本町が想定する策定スケジュール（予定）は下記のとおりとするが、詳細については町、受託者協議のうえ決定する。

時期	主な内容
7月	第1回策定委員会（調査結果について、骨子案について）
10月	第2回策定委員会（素案について、パブリックコメント等の実施について）
12月	パブリックコメントの実施
1月	第3回策定委員会
3月	計画冊子の作成、成果品印刷・納品

## 10 成果品の納入

### (1) 計画書

- ・ A4版、表紙レザック、1色、100頁程度、左綴じ製本、100部
- ・ 電子データ一式

### (2) 概要版

- ・ A4版、マットコート紙、フルカラー、8頁、中綴じ製本、データ納品

### (3) 策定関連のデータ一式とホームページ掲載用PDF版データ一式

なお、電子データ納品については1つの媒体にまとめても良いものとする。

## 11 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項並びに仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、本仕様書、企画提案書その他関連法令及び通達などを遵守するものとする。
- (3) 受託者は、業務の目的を理解して最高の技術を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められていない内容であっても、積極的に提案を行い、町と協議のうえ、誠意をもって対応するものとする。
- (4) 本業務の納入成果品は、本町が著作権を有するものとし、受託者は本町の承諾なしに他に公表、貸与及び使用してはならない。
- (5) 業務本体の再委託は禁止する。ただし、本町の許可を得た場合、業務の一部の委託の再委託は可能とする。
- (6) 受託者は、本業務に関し知り得た個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (7) 貸与品
  - ① 調査で回収された調査票等について受託者に貸与する。
  - ② 高取町健康増進計画及び食育推進計画（計画に係る必要な資料（電子データを含む））については、受託者に提供する。